

令和 年 月 日
WEX23第 号

関東運輸局
勝山 潔 運輸局長 殿

住 所 東京都江東区新木場1-18-13
氏名又は名称 WILLER EXPRESS株式会社
代 表 者 名 代表取締役 平山 幸司 印略

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更届出書（案）

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を変更したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

以上

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所 東京都江東区新木場1-18-13
氏名又は名称 WILLER EXPRESS株式会社
代 表 者 名 代表取締役 平山 幸司

2. 設定又は変更しようとする運賃を適用する路線

地域公共交通会議で協議された路線

3. 設定又は変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法

別紙1のとおり

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

5. 実施予定日

令和6年2月1日

■設定又は変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法

1. 運賃の種類、額

【新事項】

	一回券	一日券	一日券 (CHIKA TOKU)	回数券 (11枚綴り)
大人	200円	500円	400円	1000円
高齢者	100円	250円	200円	1000円
障がい者				
子ども				

2. 運賃の適用方法

イ. 高齢者は、65歳以上が対象

(年齢がわかる身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポート等)の提示者が対象)

ロ. 障がい者は、障がい者手帳の提示者が対象

ハ. 子どもは、小学生以下が対象(未就学児は無料)

二. 一日券(CHIKA TOKU)は、WILLER EXPRESS株式会社が指定するCHIKA TOKUの対象乗車券を提示した者が対象。指定する乗車券は参考資料を参照。

※令和5年9月30日までの期限付き運賃であったが、

豊島区地域公共交通会議の協議の結果、令和6年1月31日まで現在の運賃を継続し、令和6年2月1日より新事項運賃へ変更する。

【旧事項】

	一回券	一日券	一日券 (CHIKA TOKU)	回数券 (11枚綴り)
大人	100円	250円	200円	1000円
高齢者	100円	250円	200円	1000円
障がい者				
子ども				

2. 運賃の適用方法

イ. 高齢者は、65歳以上が対象

(年齢がわかる身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポート等)の提示者が対象)

ロ. 障がい者は、障がい者手帳の提示者が対象

ハ. 子どもは、小学生以下が対象(未就学児は無料)

二. 一日券(CHIKA TOKU)は、WILLER EXPRESS株式会社が指定するCHIKA TOKUの対象乗車券を提示した者が対象。指定する乗車券は参考資料を参照。